

司法試験受験者に対する受験特別措置の取扱い（案）

平成16年4月23日司法試験委員会決定

改正 平成16年7月9日

改正 平成17年3月 日

身体に障害等があるため受験上何らかの措置を必要とする受験者に対する受験特別措置の取扱いについては、下記のとおりとする。

記

第1 個別の受験特別措置について

- 1 試験時間，出題方法又は解答方法に変更を伴う受験特別措置については，受験者の申請に応じ，別紙「受験特別措置の基準」（以下単に「受験特別措置の基準」という。）によるもの限り，法務省大臣官房人事課長（以下「人事課長」という。）がこれを定めることができる。当委員会が認め必要な措置を次年度以降について当該受験者に定める場合も，同様とする。
- 2 試験時間，出題方法又は解答方法に変更を伴わない受験特別措置（例えば車いすでの受験等）については，受験者の申請に応じ，人事課長が個別に適切な措置を定めることができる。
- 3 当委員会又は人事課長は，措置を定めるに当たり，受験特別措置検討会又はその構成員から意見を聴くことができる。当委員会が受験特別措置検討会又はその構成員から意見を聴くに当たっては，人事課長にこれを行わせることができる。

第2 受験特別措置の基準について

当委員会は，必要と認める場合に受験特別措置の基準を変更することができる。受験特別措置の基準の変更に当たっては，受験特別措置検討会の意見を聴くものとする。